

第90期 中間決算公告

平成21年12月11日

札幌市中央区大通西4丁目1番地
 株式会社 北海道銀行
 取締役頭取 堀八 義博

中間連結貸借対照表(平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 | |
|--------------------|------------------|--------------------|------------------|--|
| (資産の部) | | | | |
| 現 金 預 け 金 | 116,687 | 預 渡 性 預 金 | 3,730,293 | |
| コールローン及び買入手形 | 51,804 | 譲 用 金 | 35,318 | |
| 商 品 有 価 証 券 | 2,290 | 借 外 国 為 替 金 | 84,200 | |
| 金 銭 の 信 託 | 4,421 | 社 そ の 他 負 債 | 15,000 | |
| 有 価 証 券 | 929,827 | 退 職 給 付 引 当 金 | 80,258 | |
| 貸 出 金 | 2,836,265 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 5,687 | |
| 外 国 為 替 | 4,099 | 睡 眠 預 金 払 戻 損失引当金 | 630 | |
| そ の 他 資 産 | 133,514 | 支 払 承 諾 | 442 | |
| 有 形 固 定 資 産 | 32,331 | 負債の部合計 | | |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,867 | | 3,980,842 | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 23,424 | (純資産の部) | | |
| 支 払 承 諮 見 返 | 28,989 | 資 本 金 | 93,524 | |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 40,331 | 資 本 剰 余 金 | 16,795 | |
| | | 利 益 剰 余 金 | 56,816 | |
| | | 自 己 株 式 | △ 26,523 | |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 140,612 | |
| | | その他の有価証券評価差額金 | 5,737 | |
| | | 評価・換算差額等合計 | 5,737 | |
| | | 純資産の部合計 | | |
| | | | 146,349 | |
| 資 产 の 部 合 計 | 4,127,191 | 負債及び純資産の部合計 | 4,127,191 | |

中間連結損益計算書

〔 平成21年4月 1日から
平成21年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|------------|
| 経 常 収 益 | 48,177 |
| 資 金 運 用 収 益 | 33,499 |
| (うち 貸 出 金 利 息) | (28,639) |
| (うち 有価証券利息配当金) | (4,709) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 8,816 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 5,071 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 790 |
| 経 常 費 用 | 43,840 |
| 資 金 調 達 費 用 | 4,589 |
| (うち 預 金 利 息) | (3,802) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 3,011 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 1,532 |
| 営 業 経 費 用 | 22,946 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 11,759 |
| 経 常 利 益 | 4,337 |
| 特 別 利 益 | 1,382 |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 21 |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 10 |
| 退 職 給 付 信 託 設 定 益 | 1,349 |
| 特 別 損 失 | 73 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 64 |
| 減 損 損 失 | 9 |
| 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 | 5,646 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,011 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 1,944 |
| 法 人 税 等 合 計 | 2,067 |
| 中 間 純 利 益 | 3,578 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名

道銀ビジネスサービス株式会社

道銀カード株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合

道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合

道銀サハリンビジネス投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合

道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合

道銀サハリンビジネス投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

4. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）及び（2）（イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他の 3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,510百万円であります。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（11,587百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(追加情報)

当行は、平成 21 年 9 月に退職給付信託に追加拠出しております。これにより退職給付引当金は 3,041 百万円減少し、特別利益として 1,349 百万円計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(10) リース取引の処理方法

当行及び連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。）に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 連結される子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

(12) 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結の範囲に関する適用指針)

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 22 号平成 20 年 5 月 13 日）が平成 20 年 10 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。

これによる中間連結財務諸表等に与える影響はありません。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない銘柄を当行の基準により判断し、前連結会計年度から、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は11,857百万円増加、「繰延税金資産」は4,789百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は7,068百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティーが主な価格決定変数であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資額を除く）1,256 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,044百万円、延滞債権額は72,850百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は908百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は78,803百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外國為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,216百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|------|------------|
| 有価証券 | 126,049百万円 |
|------|------------|

担保資産に対応する債務

| | |
|----|-----------|
| 預金 | 12,556百万円 |
|----|-----------|

| | |
|-----|-----------|
| 借用金 | 24,200百万円 |
|-----|-----------|

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券116,802百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9百万円、保証金は2,482百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、979,256百万円であります。このう

ち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが972,583百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 33,858百万円
10. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金60,000百万円が含まれております。
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は35,010百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 191円39銭
14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、10.26%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却19百万円、貸倒引当金繰入額10,558百万円及び株式等償却369百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純損失金額 17円62銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

| | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----|-----------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 14,888 | 15,383 | 494 |
| 地方債 | 1,502 | 1,503 | 1 |
| 社債 | 19,384 | 19,254 | △129 |
| その他 | 8,341 | 8,238 | △103 |
| 合計 | 44,117 | 44,379 | 262 |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照 表計上額(百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式 | 29,716 | 34,679 | 4,963 |
| 債券 | 746,950 | 756,190 | 9,239 |
| 国債 | 481,969 | 488,172 | 6,202 |
| 地方債 | 129,249 | 130,765 | 1,516 |
| 社債 | 135,732 | 137,252 | 1,520 |
| その他 | 59,329 | 55,015 | △4,313 |
| 合計 | 835,996 | 845,885 | 9,889 |

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価

格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落している等の場合で、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、448百万円（うち、株式342百万円、その他105百万円）であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり実施しております。

| | |
|--------------------------|---|
| 破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先 | 時価が取得原価に比べ下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等 |

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない銘柄を当行の基準により判断し、前連結会計年度から、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は11,857百万円増加、「繰延税金資産」は4,789百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は7,068百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティーが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

（平成21年9月30日現在）

| | 金額(百万円) |
|---------------------|---------|
| 満期保有目的の債券 非公募事業債 | 35,010 |
| その他有価証券 非上場株式 | 4,813 |
| 非上場外国証券 | 0 |

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----------|---------------|---------------------------|---------------|
| その他の金銭の信託 | 400 | 400 | 0 |

（注）中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。